

美唄市高校等奨学生募集のご案内

～返還する必要のない奨学金～

(尚栄高校及び聖華高校に在学している生徒の保護者様用)

美唄市では、高校生等がいる世帯の教育費に係る負担を軽減することで、生徒が安心して教育を受けることができるよう、奨学金の給付を行います。

【給付を受けるための要件】

- ① 北海道美唄尚栄高等学校（第 1 学年～第 3 学年）又は北海道美唄聖華高等学校（衛生看護科第 1 学年～第 3 学年）に在学する生徒であること。
- ② 令和 7 年度における保護者等（父母など）の道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の合計が 100 円以上 85,500 円未満であること。
※下記を参考としてください。（非課税世帯を除く）
- ③ 保護者等に市税の滞納がないこと。
- ④ 生徒が生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。
- ⑤ 社会人学生でないこと。

<参考：市民税・道民税の所得割額(税額控除前)が 100 円以上 85,500 円未満>

市民税・道民税が普通徴収の場合、納付書の税額欄の総所得に記載されている額になります。

市民税・道民税の合計

市民税・道民税・森林環境税 税額 決定通知書

市民税・道民税・森林環境税額を下記のとおり決定しましたので、地方税法第 41 条、第 319 条、第 319 条の 2 及び第 321 条の 7 の 5 の規定によって通知します。各納期の税額をそれぞれの納期までに納めてください。

期 別	普通徴収 期割納付額 (円)	納 期 限
第 1 期分		
第 2 期分		
第 3 期分		
第 4 期分		

徴収月	公的年金特別徴収 月割徴収額 (円)
4 月	
6 月	
8 月	
1 0 月	
1 2 月	
2 月	

徴収月	仮 徴 収 額 (円)
翌 4 月	
翌 6 月	
翌 8 月	

※公的年金特別徴収対象者のみ

所 得 全 額	所 得 控 除 額	税 額	市 民 税	道 民 税
給与収入金額	雑 損 控 除	山 林 所 得		
給 与 所 得	医 療 費 控 除	分 配 短 期 譲 渡 所 得		
寄 附 金 所 得	小 規模 企 業 共 済	分 配 長 期 譲 渡 所 得		
農 業 所 得	社会保険料控除	株 式 等 譲 渡 所 得		
不 動 産 所 得	生命保険料控除	上 場 株 式 等 の 配 当 等 所 得		
利 子 所 得	地震保険料控除	先 物 取 引 所 得		
配 当 所 得		特 例 肉 用 牛 所 得		
公 的 年 金 所 得 全 額	雑・基・D・給	税 額 控 除 額		
年 金 等 所 得 全 額	配 偶 者 控 除	所 得 割 減 免 額		
業 務 所 得	配偶者特別控除	所 得 割 額		
そ の 他 所 得	扶 養 控 除	均 等 割 減 免 額		
課 税 所 得	基 礎 控 除	均 等 割 額		
配 当 金 等 一 括 所 得	所 得 控 除 計			
課 税 所 得 全 額	所 得 割 率 額			
山 林 所 得	総 所 得	控 除 特 定 人 員 等		
分 配 短 期 譲 渡 所 得	山 林 所 得	控 除 特 定 人 員 等		
分 配 長 期 譲 渡 所 得	分 配 短 期 譲 渡 所 得	控 除 特 定 人 員 等		
株 式 等 譲 渡 所 得	分 配 長 期 譲 渡 所 得	控 除 特 定 人 員 等		
上 場 株 式 等 の 配 当 等 所 得	株 式 等 譲 渡 所 得	控 除 特 定 人 員 等		
先 物 取 引 所 得	上 場 株 式 等 の 配 当 等 所 得	控 除 特 定 人 員 等		
特 例 肉 用 牛 所 得	先 物 取 引 所 得	控 除 特 定 人 員 等		
	特 例 肉 用 牛 所 得	控 除 特 定 人 員 等		
通知番号				

市民税・道民税が特別徴収の場合、特別徴収税額の決定・変更通知書の税額控除前所得割額欄に記載されている額になります。

市民税・道民税の合計

令和 年度 給与所得等に係る 市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
・森林環境税

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	給与所得③	山林所得	分属短期譲渡	分属長期譲渡	株式等の譲渡	先物取引
所得	その他の所得計							
※裏面左側下段の説明をご確認ください。			総所得金額①					

所得控除	租税	障害・寡・孤・老	配偶者	扶養親族該当区分	本人該当区分
所得控除	医療費		配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分
所得控除	社会保険料			扶養	
所得控除	小規模企業共済			基礎	
所得控除	生命保険料				
所得控除	地震保険料			所得控除合計②	
(摘要)					

税	市民税	税額控除額④	納付額
税	所得割額⑤		6月分
税	均等割額⑦		7月分
税			8月分
税	道民税	税額控除額④	9月分
税	所得割額⑤		10月分
税	均等割額⑦		11月分
税			12月分
税	森林環境税額⑧		1月分
税	特別徴収税額⑨		2月分
税	控除不足額⑩		3月分
税	既納付額⑪		4月分
税			5月分
税	増減額⑫-⑬		
税	変更前税額⑬		
税	増減額⑫-⑬		変更月 月

※上記の通知書は、美唄市の通知書になりますので、他の市町の通知書と異なる場合があります。

【給付額】

月額 9,500 円 （年間上限 114,000 円）

※令和 7 年度中に、在学している月数分の給付になります。

【給付月】

4 月から 9 月分を令和 7 年 10 月に、10 月から 3 月分を令和 8 年 4 月に給付します。

【申請期間】

令和7年7月1日(火)～令和7年8月29日(金)

※郵送の場合は 8 月 29 日必着

※申請期間以外の受付はできませんのでご注意ください。

【申請に必要な書類】

美唄市民の方と美唄市民以外の方では、添付書類が異なりますのでご注意ください。

<生徒及び保護者等が美唄市民の場合>

提出書類	説明
① 奨学生申請書	別記様式第 1 号
② 在学証明書	学校から証明書を発行してもらってください。

③ 令和7年度における保護者等の市民税・道民税の所得割額（税額控除前）がわかる書類	①令和7年1月1日に美唄市に住所を有している保護者等の方は教育委員会が美唄市の税務課に確認するため、添付書類は不要です。 ②単身赴任等の理由で、保護者等の方が令和7年1月1日に美唄市に住所を有していない場合 ▼給与所得のみの方 職場から配付された令和7年度給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し ▼給与所得以外の所得がある方 令和7年度課税証明書 ※住所地の市役所で発行してもらってください。
④ 納税証明書 （市税に滞納がない証明書）	教育委員会が美唄市の税務課に確認するため、添付書類は不要です。ただし、美唄市以外に税金を納めている方は、住所地の市役所で市税に滞納がない証明書を発行してもらってください。 <u>※札幌市の場合、市税に滞納がない証明書は区役所では発行を行っていないため、札幌市役所か市税事務所（市内5か所）で発行してもらってください。</u>
⑤ 令和6年度の学業成績証明書	現在、高校1年生の場合 中学校3年生時の証明書 高校2年生の場合 高校1年生時の証明書 高校3年生の場合 高校2年生時の証明書

<生徒及び保護者等が美唄市民以外の場合>

提出書類	説明
① 奨学生申請書	別記様式第1号
② 在学証明書	学校から証明書を発行してもらってください。
③ 令和7年度における保護者等の市民税・道民税の所得割額（税額控除前）がわかる書類	▼給与所得のみの方 職場から配付された令和7年度給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し ▼給与所得以外の所得がある方 令和7年度課税証明書 ※住所地の市役所で発行してもらってください。

④ 納税証明書 (市税に滞納がない証明書)	保護者等に市税の滞納がない証明書 ※住所地の市役所で発行してもらってください。 <u>※札幌市の場合、市税に滞納がない証明書は区役所では発行を行っていないため、札幌市役所か市税事務所(市内 5 か所)で発行してもらってください。</u>
⑤ 令和6年度の学業成績証明書	現在、高校 1 年生の場合 中学校 3 年生時の証明書 高校 2 年生の場合 高校 1 年生時の証明書 高校 3 年生の場合 高校 2 年生時の証明書

【申請書の提出先】

美唄市教育委員会 学務課

〒072-8660 美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号 市役所 4 階

※教育委員会に直接持参されるか、郵送の場合は簡易書留での郵送をお願いします。

※教育委員会に持参される場合は、受付時間が月曜日から金曜日(休日除く)の8時45分から17時15分となります。

【選定方法】

令和7年度の予算の範囲で、教育委員会を選定し、9月中に選定結果を通知します。

※予算の範囲内の選定となるため、給付を受けるための要件に該当していても、選定されない場合がありますのでご承知の上、お申込みください。

【その他】

令和7年度の奨学生の決定を受けた方は、教育委員会が定める日までに、在学証明書と振込口座依頼書を提出していただきます。

＊＊問い合わせ先＊＊

〒072-8660 美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号

美唄市教育委員会 学務課

TEL 0126-62-3130・62-3146 E-mail gakumu@city.bibai.lg.jp